

市内障害福祉サービス事業者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

札幌市障害福祉サービス事業者等自己点検表等の一部改正について

平素より本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

事業者の皆さまは、適切な障害福祉サービス等を提供するために、省令等に定められた人員、設備運営等に関する基準及び障害福祉サービス等に要する費用の算定に関する基準を遵守する必要があります。

このたび、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）等の一部改正に伴い、札幌市障害福祉サービス事業者等自己点検表及び札幌市障害児通所支援事業者等自己点検表の一部改正を行いました。

事業者の皆さまには、利用者へ適切な障害福祉サービス等を提供するため、少なくとも年に1回以上自己点検作業の実施をお願いいたします。

なお、実地指導等の際には、自己点検表を提出いただきますのでよろしくをお願いいたします。

記

- 1 今回札幌市障害福祉サービス事業者等自己点検表等を改正したサービス
地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援

2 自己点検表の入手方法

自己点検表については、札幌市ホームページに掲載しております。

【札幌市ホームページ】自己点検表（障がい関係）

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html>

【札幌市ホームページ】を閲覧できない場合は、下記担当までお問い合わせください。

3 その他

その他のサービス等（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）に係る札幌市障害児通所支援事業者等自己点検表についても、随時改正を予定しております。改正いたしましたら、対象となる事業者の皆さまへ別途ご案内させていただきます。

【担当】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課指導担当

TEL：011-211-2938 FAX：011-218-5181

Eメール：sidou@city.sapporo.jp